

一般社団法人 モンゴルの風 定款要旨

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人モンゴルの風と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本とモンゴルの二国間関係において、貿易、投資ならびに援助の観点から課題を探究し、相互の友好親善を促進するための活動を目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) モンゴル国内に自生するまたは栽培による植物や関連する製品の輸入および販売
- (2) モンゴル国内の薬草を含む植物や栽培に関する市場調査、コンサルタント業務
- (3) モンゴル国内の動物系製品の輸入および販売
- (4) 自然環境、人材交流、観光に関する企画
- (5) 人材育成のための教育事業、コンサルティングおよび人材の斡旋・派遣事業
- (6) 研修会、会員交流会、講演会、シンポジウム、セミナー、展示会等の開催
- (7) 関連する官公庁、団体その他関連機関との情報交換及び協力連携
- (8) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は当該費用を負担する義務を負わないものとする。

(社員の種別)

第7条 当法人の社員の構成は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（個人）

- (2) 正会員（団体）
- (3) ネット会員
- (4) 賛助会員
- (5) 公共会員

（社員の資格喪失）

第8条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 破産、解散、民事再生、会社更生の各手続開始の申立があったとき。
- (5) 本定款または当法人会則に違反したとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。
- (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他これらに準ずる者をいう）であることが発覚した場合。

（退社）

第9条 社員は、当法人所定の様式による退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。但し、予め1か月以上前に当法人に対して書面にて退社の予告をするものとする。

2 退社した社員が支払うべき債務がある場合、その債務を完済するまでは、当法人への支払義務は残るものとする。

（除名）

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（社員総会）

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。また、社員総会の招集は、理事の過半数による決議によって、これを代表理事に請求することができる。

2 社員総会の招集通知は、社員総会の日の15日前までに各社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを決議する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 社員の除名
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第15条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の中から選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名もしくは記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名

(選任)

第20条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び理事の職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の決議により選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

3 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける額については、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員のパ賠償責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の拠出者に返還する基金の総額については定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第9章 雑則

(秘密の保持)

第42条 当法人の活動をもって知り得た秘密情報で、社員の不利益となるような行動は慎しまなければならない。

(知的財産権の尊重)

第43条 当法人の活動成果となる知的財産権は、当法人に所属する。

2 当法人の活動における社員の知的財産権は、これを尊重するものとする。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

第45条から第46条までの設立時の理事、代表理事および監事に関する事項については、個人情報となるため、公開用の定款より削除し、定款要旨として開示しております。

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人モンゴルの風設立のために設立時社員の定款作成代理人である小泉純平は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 30年 6月 5日

設立時社員 相 澤 孝 治

設立時社員 吉 田 誠 一

設立時社員 谷 崎 義 治

上記設立時社員の定款作成代理人

川崎市高津区溝口二丁目17番30号

イクシア溝の口208

司法書士・行政書士 小 泉 純 平